

## 【安全保障委員会】

### ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒に支給される期末手当の支給割合を100分の162.5とすること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。
- 三 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めること。

### ○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防衛省設置法の一部改正  
自衛官の定数を改めること。
- 二 自衛隊法の一部改正
  - 1 外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等を見直すこと。
  - 2 自衛隊が外国の軍隊に麻薬等を譲り渡す場合の特例を整備すること。
- 三 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正  
保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等を行うこと。
- 四 施行期日等
  - 1 この法律は、令和5年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。
  - 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。
  - 3 関係法律について所要の改正を行うこと。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 在外邦人等の輸送要件における輸送対象者となる外国人の範囲の拡大について、引き続き検討を行うこと。
- 二 使用航空機等へ同乗させることができる外国人については、人道的観点並びに我が国の国際社会における責任及び役割を果たす観点から、事前の情報収集を十分に行った上で、現場の状況判断が重視され、そのことが迅速かつ適切に外務大臣から防衛大臣への依頼につながるよう、必要な態勢を整えること。